

小金井市農業委員会委員の選任手続に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第8条の規定による小金井市農業委員会委員(以下「委員」という。)の選任に係る推薦及び募集の手続等について、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び募集)

第2条 法第9条第1項の規定に基づく委員の候補者(以下「候補者」という。)の推薦を行う方法は、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 農業者からの推薦
 - (2) 農業者が組織する団体その他関係者からの推薦
- 2 候補者の募集を行う方法は、一般募集によるものとする。

(推薦及び応募の資格)

第3条 候補者として推薦を受ける者及び募集に応募する者は、法第8条第1項の規定に該当すると認められる者で、委員の選任を予定する日において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法第8条第4項各号に該当しない者
- (2) 小金井市の職員でない者
- (3) 法令等により農業委員会委員との兼職が禁止されている職にない者

(推薦及び募集の手続等)

第4条 候補者の推薦又は募集に応募をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手続を行うものとする。

- (1) 第2条第1項第1号の規定により個人が推薦する場合 農業者3人以上が連署した小金井市農業委員会委員候補者推薦書(個人推薦)(様式第1号)を、持参し、又は郵送により市長に提出すること。
- (2) 第2条第1項第2号の規定により団体等が推薦する場合 小金井市農業委員会委員候補者推薦書(法人又は団体推薦)(様式第2号)を、持参し、又は郵送により市長に提出すること。
- (3) 第2条第2項の規定により募集に応募する場合 小金井市農業委員会委員候補者募集応募申込書(様式第3号)を、持参し、又は郵送により市長に提出すること。

2 市長は、候補者の募集に当たっては、次に掲げる方法により小金井市内の農業者等の関係者への周知を行うものとする。

- (1) 小金井市報への掲載
- (2) 小金井市ホームページへの掲載
- (3) その他市長が必要と認める方法
(推薦を受けた者及び募集に応募した者の公表)

第5条 法第9条第2項の規定による推薦を受けた者及び募集に応募した者に関する公表は、小金井市ホームページへ掲載して公表するものとする。

(候補者の評価)

第6条 市長は、推薦又は応募のあった候補者について、小金井市農業委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）にその評価の意見を求めるものとする。

2 評価委員会は、その合議によって候補者を評価した上で、市長に報告する。

(委員の補充)

第7条 市長は、罷免、失職又は辞任により委員に欠員が生じた場合は、この規則に定める手続に従い、速やかに委員を補充するよう努めなければならない。

2 市長は、委員の欠員が定数の3分の1を超えた場合は、この規則に定める手続に従い、委員を補充しなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。